

独立行政法人国立病院機構盛岡医療センターにおける 企業主導治験に係る監査の受入れに関する標準業務手順書

第1条 目的

本手順書は、治験依頼者（治験依頼者が業務を委託した者を含む。以下同じ。）による監査の受入れに関し、必要な手順を定めるものである。

第2条 監査担当者の確認

1. 治験責任医師、治験事務局等は、治験実施計画書又はその他の文書により当該治験に関する監査の担当者（以下「監査担当者」という。）の氏名、職名、所属及び連絡先（連絡方法を含む。）を確認する。
2. 前記の事項に変更が生じた場合、治験事務局は、治験依頼者に対し、変更報告完了前にモニタリングを実施することのないように要請するものとする。

第3条 監査の方法等の確認

治験責任医師、治験事務局等は、監査の計画及び手順について監査担当者に確認する。なお、治験の実施状況等を踏まえ計画及び手順と異なる監査を行う必要が生じ得ることに留意する。

第4条 原資料等の内容・範囲の確認

治験責任医師、治験事務局等は、直接閲覧の対象となる原資料等の内容・範囲について治験実施計画書等に基づいて監査担当者に文書により確認する。なお、治験の実施状況等を踏まえその追加、変更を行う必要が生じ得ることに留意する。

第5条 監査の申し入れの受付

1. 治験事務局は監査担当者から当院を訪問して行う監査実施の申し入れを受けた時（参考書式2）には、可及的速やかに監査担当者と訪問日時等を調整し、決定する。このとき、監査担当者が治験依頼者によって指名された者であることを確認する。
2. 治験事務局は、監査の内容及び手順を監査担当者に確認し、当院の対応者を定める。
3. 原資料等と症例報告書その他の治験依頼者への報告書及び通知文書等の照合等が行われるため、治験事務局は、被験者のプライバシー保護の観点から照合作業が可能な場所を準備する。

第6条 監査の受入れ時の対応

1. 治験事務局は、訪問した監査担当者が治験依頼者によって指名された者であることを確認する。
2. 直接閲覧を伴う監査の場合、治験事務局は、直接閲覧の対象となった原資料等が適切に準備され、直接閲覧終了後には当該原資料等が適切に返却されていることを確認する。

第 7 条 監査終了後の対応

1. 監査終了後、監査担当者から報告を受けるものとする。提案事項等が示された場合には治験責任医師は（書式 7）により報告を行い、治験責任医師、治験事務局等は関連者と協議し、対応を決定する。必要に応じ、治験事務局は提案事項等を院長に報告する。
2. 治験責任医師、治験事務局等は、監査担当者から提案事項等に対する対応を確認したい旨の要請があった場合、これに応じる。

（附則）

令和 2 年 1 月 7 日 作成